

国会における憲法改正議論の推進を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日に施行され、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。しかしながら、我が国を巡る内外の情勢は大きく変化してきた。

とりわけ、大規模災害への対応をはじめ、家族、個人、環境等の諸問題など、憲法制定当時には想定もできなかった事態への対応が求められている。さらに外交・国際紛争などの問題も頻発しており、国の危機管理にすら明確な根拠がない。

このような情勢の変化に対応して、国会においては、平成19年に国民投票法が成立し、憲法審査会が設置されるとともに、先般、改正国民投票法が成立するなど、憲法改正に向けた環境がようやく整ったところである。

よって、国におかれては、憲法改正について広く国民の理解を得るべく機運の醸成を図るとともに、国会の場における幅広い議論を尽くし、国民がみずから判断する国民投票を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
法 務 大 臣	松 島 みどり 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿